

福山市『協働のまちづくりイメージデザイン（協働の花）』使用要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、福山市『協働のまちづくりイメージデザイン（協働の花）』（以下「イメージデザイン」と言う。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

（権利の帰属）

第2条 イメージデザインに関する一切の権利は、福山市に帰属する。

（使用の目的）

第3条 イメージデザインは、市民と行政によるまちづくりを広く周知し、協働のまちづくりを市民にとって親しみのあるものとすることを目的として使用する。

（使用の制限）

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、イメージデザインの使用を制限する。

- (1) 公序良俗に反するなど、イメージデザインの製作趣旨になじまないと考えられるとき。
- (2) 協働のまちづくりの周知ではなく、営利目的のためだけと考えられるとき。
- (3) 選挙運動、布教活動等を助長する恐れがあるとき。
- (4) 自己のマーク、商標又は意匠に相当するものとして、占有的な使用がなされる恐れがあるとき。
- (5) その他、イメージデザインの使用が福山市のイメージダウンにつながる恐れがあるとき。

（承認の申請）

第5条 イメージデザインを使用しようとする者は、あらかじめ使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、行政機関が行政目的に使用する場合及び報道機関が報道目的に使用する場合は、この限りではない。

2 前項の使用承認申請書には、イメージデザインを使用しようとする事業の企画書及び見本、原稿その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（使用の承認）

第6条 市長は、使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用承認書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認にあたっては、必要な条件を附することができる。

（用途指定）

第7条 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、イ

イメージデザインを使用するときは、その用途により、市長の指示したとおりに使用しなければならない。

（使用者の責務）

第8条 使用者は、その承認に基づくイメージデザインの使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（物品の提出）

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、イメージデザイン使用物品の回収を求めることができる。

- (1) 使用承認申請書の記載内容に虚偽があるとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 使用承認に附した条件に違反したとき。

（実施細目）

第10条 この要綱に定めるもののほか、イメージデザインの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2007年（平成19年）4月2日から施行する。

この要綱は、2021年（令和3年）9月28日から施行する。